

出生前の保育施設入園に関する確認書

お子様の出生前に、豊島区認可保育施設への入所申請をされる保護者の方は、以下の各項目について、必ずご確認いただき、同意して頂く必要があります。この確認書の提出がない場合、出生前の入園申込みおよび入所予約の申込みを受理することはできません。

また、同意のご署名をいただいた事柄について、速やかにお手続きいただけない場合、保育施設の入園が内定された場合でも、内定は取消しとなります。

確認事項 ※以下の各項目をご確認いただき、該当するチェックボックスに✓をつけてください。

(1) 豊島区の認可保育施設では、入園可能な月齢に定めがあるため、出生前に保育施設入園申込みをされる場合、実際の誕生日によっては、入園に必要な月齢が経過せず、年 月1日の入園ができないため、入園内定が取消しとなる場合があります。

その場合、入園申請を継続しますか？

はい ⇒ 入園申請は継続し、月1日入園ではなく、入園可能な月の入園を申請します。

いいえ → 入園申請を取下げし、保育施設に入園しません。

(2-1) 2月入園申請をされる方で、お子様の出生予定日が12月7日から12月20日の期間に該当する場合

2月入園選考については、6週経過園のみが選考対象となります。

何らかの事情で予定日より早くお生まれになった場合でも、8週経過園は選考対象となりません。

はい ⇒ 2月入園選考については、6週経過園のみが選考対象となることに同意します。

(2-2) 4月入園申請をされる方で、お子様の出生予定日が2月4日から2月17日の期間に該当する場合
(うるう年の場合は2月5日から2月18日の期間)

4月入園の一次選考については、6週経過園のみが選考対象となります。

何らかの事情で予定日より早くお生まれになった場合でも、8週経過園は選考対象となりません。

はい ⇒ 4月入園の一次選考については、6週経過園のみが選考対象となることに同意します。

(3) 出生後2週間以内に、出生届出及び住民登録の手続きを完了し、入園グループ窓口で出生した児童の「氏名」及び「生年月日」を「教育・保育給付認定申請書 兼 認可保育施設等入所申込書」に記入することが必要です。これらの手続きができない場合、入園申請が完了しないため、入園が内定している場合でも取消しとなります。

はい ⇒ 児童の出生後2週間以内に、出生届出及び住民登録手続きを行い、入園グループ窓口で「教育・保育給付認定申請書 兼 認可保育施設等入所申込書」を記入します。期日までの手続きができない場合、入園内定の取消しに同意します。

豊島区長

上記の事柄に同意します。

確認日 年 月 日

保護者氏名

(この欄に署名の無い場合、受理できません。)